



損保ジャパン日本興亜



損保ジャパン

平成26年7月

損保ジャパンと日本興亜損保は、関係当局の認可等を前提として、2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

THE



みらいの
積立保険

年金払積立傷害保険 確定型・定額払



将来の不安に対して
今からコツコツ準備!

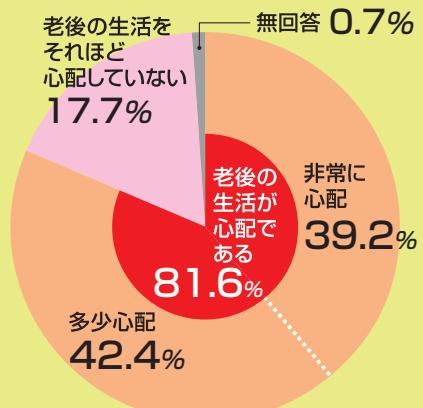
THE みらいの
積立保険

が「つなぎ」

いま、みんなが思っていること。

将来の生活を心配している 方は全体の81.6%

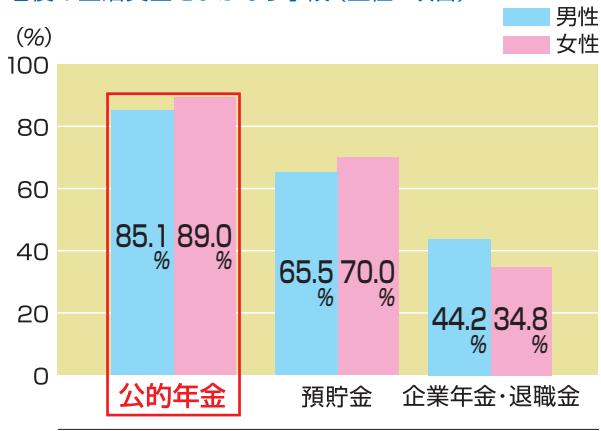
老後の生活への心配（2人以上の世帯）



金融広報中央委員会「平成25年 家計の金融行動に関する世論調査」

85%以上の方が
将来の生活資金をまかなう手段は
公的年金と考えています。

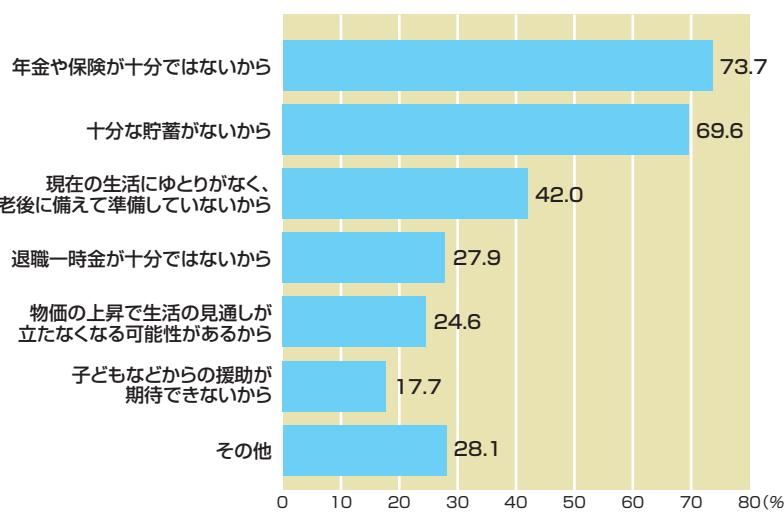
老後の生活資金をまかなう手段（上位3項目）



生命保険文化センター「平成22年度 生活保障に関する調査」

参考データ

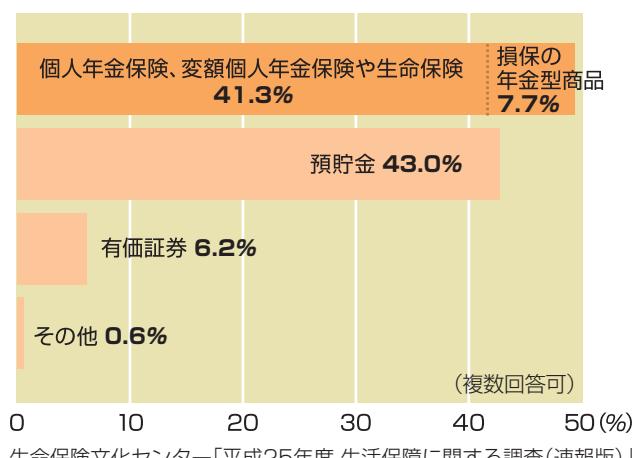
老後の生活を心配している理由



(注)無回答を除く。複数回答。

金融広報中央委員会「平成25年 家計の金融行動に関する世論調査」

老後保障に対する私の準備状況



生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査(速報版)」

「ゆとり」の2つのプランをご提案します。

でも、現実はキビシイ…

平成25年4月より、厚生年金、共済年金受取開始年齢が60歳から65歳に段階的に引き上げられています！

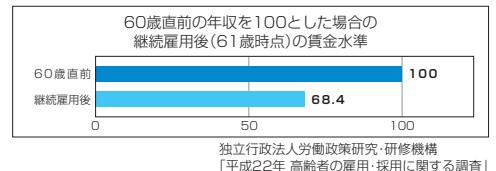
厚生年金、共済年金受取開始年齢の引き上げにより、将来の生活に大きな影響が考えられます。

原則として、昭和36年4月2日以降に生まれた男性の会社員の方、昭和41年4月2日以降に生まれた女性の会社員の方、昭和36年4月2日以降に生まれた公務員の方は、厚生年金、共済年金の受取開始が65歳に引き上げられます。

(例)昭和36年4月2日以降に生まれた男性の会社員の方が
60歳で定年を迎えた場合のイメージ



継続雇用制度等により60歳以降もお勤めになったとしても、収入は下がるのが一般的です。



つなぎ資金プラン

③ ページをご参考ください。

公的年金を受け取る65歳までの間の生活資金を準備したいとお考えの方には「つなぎ資金プラン」をおすすめします。

ゆとりある生活のためには公的年金だけでは十分とはいえません！

1世帯あたり1か月間の収入と支出（2人以上で、世帯主が65歳以上の無職世帯）^(※1)

総支出 約27.0万円 内訳（抜粋）：食料費（62,053円）、税・社会保険料等（30,130円）、住居費（15,237円）、光熱・水道費（21,799円）など

プラス ゆとりのための上乗せ資金^(※2)
平均約13.4万円

実収入 約22.2万円 （内、公的年金などの社会保険給付（192,974円））

不足分 約18.2万円

どうする!?

（※1）総務省「家計調査年報 平成24年」

（※2）老後ゆとりある生活のために必要と考えられる夫婦2人分の費用をいいます。

生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査（速報版）」

ゆとり資金プラン

④ ページをご参考ください。

65歳からゆとりある生活を送りたいとお考えの方には「ゆとり資金プラン」をおすすめします。

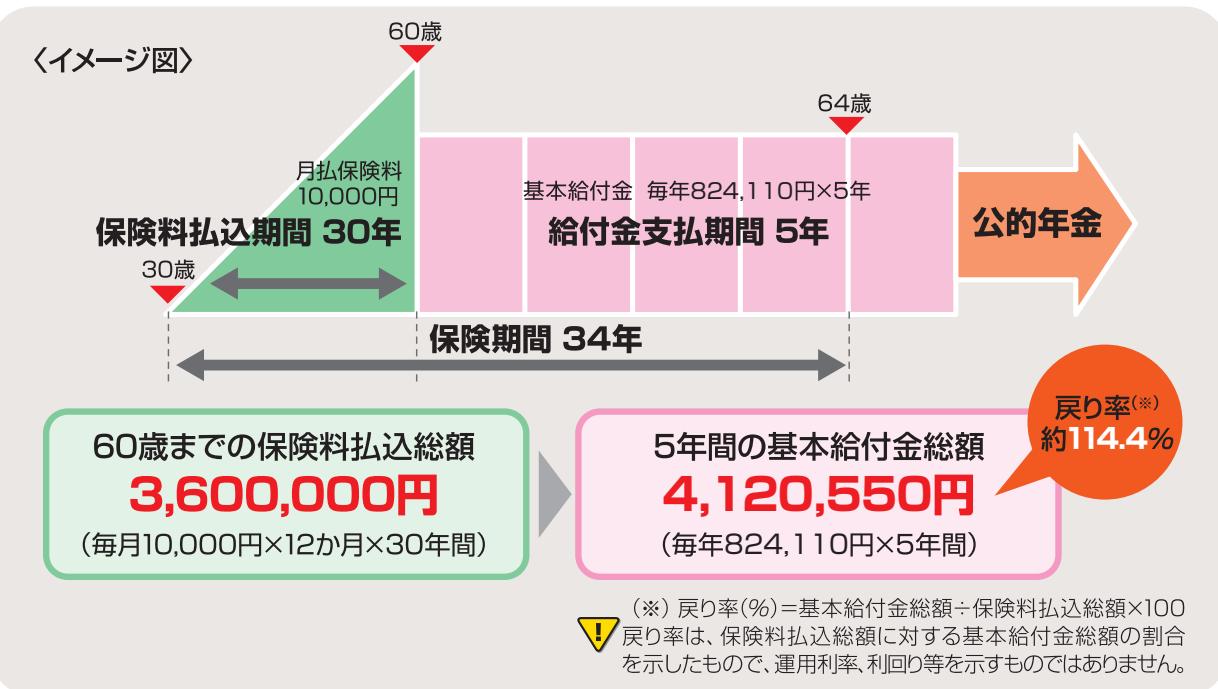
つなぎ資金プラン (60歳から5年間基本給付金受取)

このような方におすすめです!

- 昭和36年4月2日以降に生まれた男性の会社員の方
- 昭和41年4月2日以降に生まれた女性の会社員の方
- 昭和36年4月2日以降に生まれた公務員の方
- 専業主婦の方 → 老齢基礎年金の受取開始は原則として65歳からとなります。

ご契約例

●ご契約年齢30歳／月払保険料10,000円／5年確定型・定額払(60歳保険料払込終了・60歳基本給付金受取開始)



補償範囲

ケガにより亡くなられた場合または重度後遺障害を被られた場合(死亡保険金、重度後遺障害保険金)

契約時保険金額	保険料払込最終年度以降保険金額
663,000円	4,419,000円

(注)ご契約時の保険金額は、保険料払込最終年度以降の保険金額の15%相当額で、保険料払込期間の保険金額は保険料払込最終年度まで1年ごとに増えています。それ以降は、保険期間終了時まで一定の金額になります。

月払保険料 10,000円

5年確定型・定額払(60歳保険料払込終了・60歳基本給付金受取開始)

保険始期時の被保険者年齢	基本給付金	保険料払込総額	基本給付金総額	保険料払込最終年度以降保険金額
25歳	987,220円	4,200,000円	4,936,100円	5,294,000円
30歳	824,110円	3,600,000円	4,120,550円	4,419,000円
35歳	668,090円	3,000,000円	3,340,450円	3,583,000円
40歳	520,270円	2,400,000円	2,601,350円	2,790,000円
45歳	369,940円	1,800,000円	1,849,700円	2,000,000円

「THE みらいの積立保険」の3つの特長

- 1. 安心の確定型!** ●給付金支払期間中は、毎年、ご契約時に決めた基本給付金をお支払いします。
- 2. お客様のライフプランにあわせた保険設計が可能!** ●ライフプランにあわせて上記以外の保険料払込期間、給付
- 3. ご契約時から最終の基本給付金支払日まで、万一のケガによる死亡・重度後遺障害を補償します!**

ゆとり資金プラン (65歳から10年間基本給付金受取)

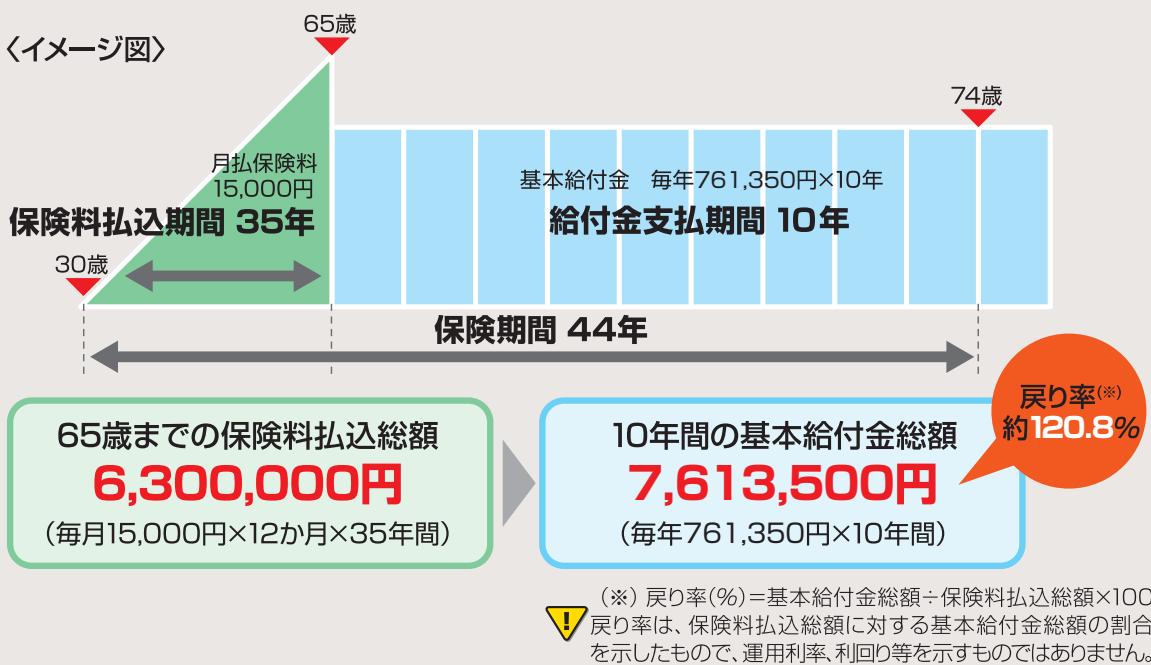
このような方におすすめです!

- 自営業の方 → 国民年金基金に加入していない方は、老齢基礎年金(年額約78万円(平成25年10月時点))しか受け取れません。
- 専業主婦の方 → 過去に厚生年金に加入していても、加入期間に応じた老齢厚生年金しか受け取れません。
- 将来ゆとりのある生活を送りたい方

ご契約例

●ご契約年齢30歳／月払保険料15,000円／10年確定型・定額払(65歳保険料払込終了・65歳基本給付金受取開始)

〈イメージ図〉



補償範囲

ケガにより亡くなられた場合または重度後遺障害を被られた場合(死亡保険金、重度後遺障害保険金)

契約時保険金額	保険料払込最終年度以降保険金額
1,187,000円	7,911,000円

(注)ご契約時の保険金額は、保険料払込最終年度以降の保険金額の15%相当額で、保険料払込期間の保険金額は保険料払込最終年度まで1年ごとに増えています。それ以降は、保険期間終了時まで一定の金額になります。

月払保険料 15,000円

10年確定型・定額払(65歳保険料払込終了・65歳基本給付金受取開始)

保険始期時の被保険者年齢	基本給付金	保険料払込総額	基本給付金総額	保険料払込最終年度以降保険金額
25歳	892,500円	7,200,000円	8,925,000円	9,274,000円
30歳	761,350円	6,300,000円	7,613,500円	7,911,000円
35歳	635,550円	5,400,000円	6,355,500円	6,604,000円
40歳	515,220円	4,500,000円	5,152,200円	5,354,000円
45歳	401,220円	3,600,000円	4,012,200円	4,169,000円

金支払期間の設定が可能です。●保険料払込期間終了後、すぐに給付金のお受け取りを開始せず最長5年まで据置くこともできます。

THE みらいの 積立保険 のサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまで当社がトータルにサポートします。

商品に関するお問い合わせ

カスタマーセンター ◆おかげ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午前9時～午後8時
土・日・祝日：午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業）

0120-888-089

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

万一、事故にあわれたら

- 事故が発生した場合は、ただちに当社、取扱代理店または事故サポートセンターまでご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち当社所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる場合があります。

事故サポートセンター ◆おかげ間違いにご注意ください。

【受付時間】 24時間365日

0120-727-110

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関) ◆おかげ間違いにご注意ください。

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

窓口：一般社団法人 日本損害保険協会 「そんぽADRセンター」

 **0570-022808** 〈通話料有料〉
ナビダイヤル PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

お客さま向けインターネットサービス

マイページ こんな便利な機能が使えます。

◆契約内容・代理店の連絡先のご照会 ◆住所・電話番号のご変更手続き ◆お取引のある代理店への保険相談

(注) マイページは、個人のお客さま専用のサービスです。また、マイページの各種機能は、ご契約の内容によっては対象外の場合があります。
マイページについては当社公式ウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせ先



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03-3349-3111
URL <http://www.sjnk.co.jp/>



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03-3349-3111
URL <http://www.sompo-japan.co.jp/>